

小中学校教職員の働き方改革について

日頃より、本市の教育行政にご理解とご協力を賜り、深く感謝申し上げます。

標記の件につきまして、4月～5月の教職員の勤務状況は、昨年度の同月期と比較すると改善状況にはあります。一方、国の基準とする「超過在校等時間45時間以内」の達成には至っておりません。また、70時間を超過する教職員も複数名おります。

保護者の皆さまにおかれましては、教職員の健康及び福祉の確保に向けて、引き続き下記の内容について、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

記

1 働き方改革の目的

教職員のこれまでの働き方を見直し、自ら授業を磨くとともに日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで、自らの人間性や創造性を高め、子供たちに対して効果的な教育活動を行うことができるようにすること。

2 これまでの学校の重点的な取組

- 週2回の5時間授業設定と同様の下校時刻の設定による教材研究、校内研修の時間の確保
- 小学校専科教員の設置・活用 中学校部活動休養日3日の設定
- 平日の部活動時間2時間、休日の活動時間3時間の徹底
- 急を要する校務がない限り児童生徒の完全下校後、2時間以内の退勤の徹底
- 長期休業期間中における定時退勤の徹底
- 「日直等を置かず対外的な業務を行わない日」(以下、学校閉庁日)の設定
8月13日～16日及び12月27日、28日、1月4日、11月13日(県民の日)
※12月29日～1月3日は、休日、祝日

3 上記2の推進に向けて、ご理解とご協力をお願いいたします。

- (1) 週2回の5時間授業設定と同様の下校時刻の設定による教材研究、校内研修の時間の確保
※標準授業時数を大きく超過しないよう週2回の5時間授業設定へのご理解とご協力
- (2) コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)への参加・協力
 - ・地域住民による登下校の見守り・支援、放課後、夜間等の見回り支援
 - ・花壇や通学路等の学校周辺環境の整備
 - ・学習活動(職場体験学習・郷土の伝統・文化芸術学習、社会科見学見守り、運動会・体育祭、学校行事等)への支援
- (3) 電話連絡、家庭訪問、等の勤務時間内(原則:8:00～16:30)の実施
※緊急時や特段の事情がある場合を除く
- (4) 急を要する校務がない限り原則定時退勤とし、遅くとも、幼稚園、小学校は、退勤時刻から2時間、中学校は、生徒下校から2時間を目安の退勤へのご理解とご協力
- (5) 週当たり3日(平日は原則月曜日と木曜日を休養日とし、土曜日及び日曜日はいずれか1日以上)を部活動の休養日とすることへのご理解とご協力
※大会参加等で活動した場合の他の休日への休養日振替の徹底(休養日週3日の確保)
- (6) 部活動の地域クラブ化に向けての「地域指導者」への登録へのご協力